

**公共サービス改革法第１５条において準用する第１０条の欠格事由の  
うち暴力団排除に関する警察庁への意見聴取**



**中部地方整備局**

**総務部 契約課**

# 1. 入札・契約手続き等の概要

## 制度の概要

昨年度より、発注者支援業務等(\*)に係る入札が、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」(平成18年法律第51号)(以下「法」という。)第2条第7項に規定する民間競争入札の対象になりました。

(\*)発注者支援業務(積算技術業務、工事監督支援業務及び技術審査業務)、公物管理補助業務(河川巡視支援業務、河川許認可審査支援業務、ダム管理支援業務、堰・排水機場等管理支援業務、道路許認可審査・適正化指導業務)及び用地補償総合技術業務をいいます。

### 【参考】

○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)抜粋  
第2条(定義)

7 この法律において「民間競争入札」とは、次に掲げる手続をいう。

一 公共サービス改革基本方針において選定された国の行政機関等の公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第三章第二節の規定により行われるもの

二 第八条に規定する実施方針において選定された地方公共団体の特定公共サービスについて、民間事業者の間において、これを実施する者を決定するための手続であって、第三章第四節の規定により行われるもの

## 通常の業務と手続きが異なる点

### I 暴力団排除に関する欠格事由として競争参加資格に以下の要件を追加。

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(法第10条第4号)

○営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの(法第10条第6号)

○法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの(法第10条第7号)

○暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する者(法第10条第8号)

○その者の親会社等(その者の経営を実質的に支配することが可能となる関係にあるものとして政令で定める者をいう。)が前各号のいずれかに該当する者(法第10条第9号)

### II 契約の相手方が暴力団排除に関する欠格事由に該当する疑いがある場合の取扱い。

○契約締結後に暴力団排除に関する欠格事由に該当することが確認された場合には、当該契約を解除することになります(契約における解除事由の一つとして契約書に記載)。

## 2. 入札参加事業者が作成する書面等（1 / 2）

入札参加事業者が作成する書面等の作成方法、提出時期、提出先及び提出方法等は、以下のとおりとなっております。なお、①～④（③－2を除く）の様式は中部地方整備局ホームページからも入手可能。

<http://www.cbr.mlit.go.jp/contract/sokuryou/keiyaku.htm>

### ①誓約書

- ・作成媒体：書面（発注案件毎に作成）
- ・提出時期：参加表明書提出時（競争参加資格確認資料の一部として提出）
- ・提出先：各事務所（発注機関）
- ・提出方法：電子入札システム又は郵送等（配達の記録が残る方法に限る）による。
- ・その他：入札参加事業者が設計共同体であるときは、当該設計共同体及びすべての構成員の連名による誓約書を提出

### ②入札参加事業者等確認書

- ・作成媒体：原本（書面）及びPDF化した電子データを記憶したCD-R
- ・提出時期：入札説明書等で指定した期限
- ・提出先：中部地方整備局総務部契約課（契約第二係）
- ・提出方法：郵送等（配達の記録が残る方法に限る）による。
- ・その他：記載内容に不備等があった場合には、当該資料について再提出可能  
入札参加事業者が設計共同体であるときは、各構成員から自らに係るもののみ提出

### ③意見聴取対象者に係る確認のための書面（「住民票の写し」を除く）

- ・作成媒体：原本（書面）及びPDF化した電子データを記憶したCD-R
- ・提出時期：入札説明書等で指定した期限
- ・提出先：中部地方整備局総務部契約課（契約第二係）
- ・提出方法：郵送等（配達の記録が残る方法に限る）による。
- ・その他：記載内容に不備等があった場合には、当該資料について再提出可能  
入札参加事業者が設計共同体であるときは、各構成員から自らに係るもののみ提出

## 2. 入札参加事業者が作成する書面等（2 / 2）

### ③-2意見聴取対象者に係る確認のための書面（住民票の写し）

- ・提出媒体：発行後6ヶ月以内の原本（書面）【コピー不可】
- ・提出時期：落札予定決定後（落札予定者のみ提出）
- ・提出先：中部地方整備局総務部契約課（契約第二係）
- ・提出方法：郵送等（配達記録が残る方法に限る）による。
- ・その他：契約締結時の確認資料となるので、落札予定者となった場合には速やかに提出  
入札参加事業者が設計共同体であるときは、各構成員から自らに係るもののみ提出

### ④確認用電子データ

- ・作成媒体：電子データ（電子メールの添付資料として送信）及び電子データを記憶したCD-R
- ・提出時期：入札説明書等で指定した期限
- ・提出先：中部地方整備局総務部契約課（契約第二係）【E-mail: keiyaku@cbr.mlit.go.jp】
- ・提出方法：電子メール（電子データ）及び郵送等（CD-R）（配達記録が残る方法に限る）による。
- ・その他：記載内容に不備等があった場合には、当該資料について再提出可能  
入札参加事業者が設計共同体であるときは、各構成員から自らに係るもののみ提出

注)1 「①誓約書」は、各発注案件毎に作成・提出する必要があります。

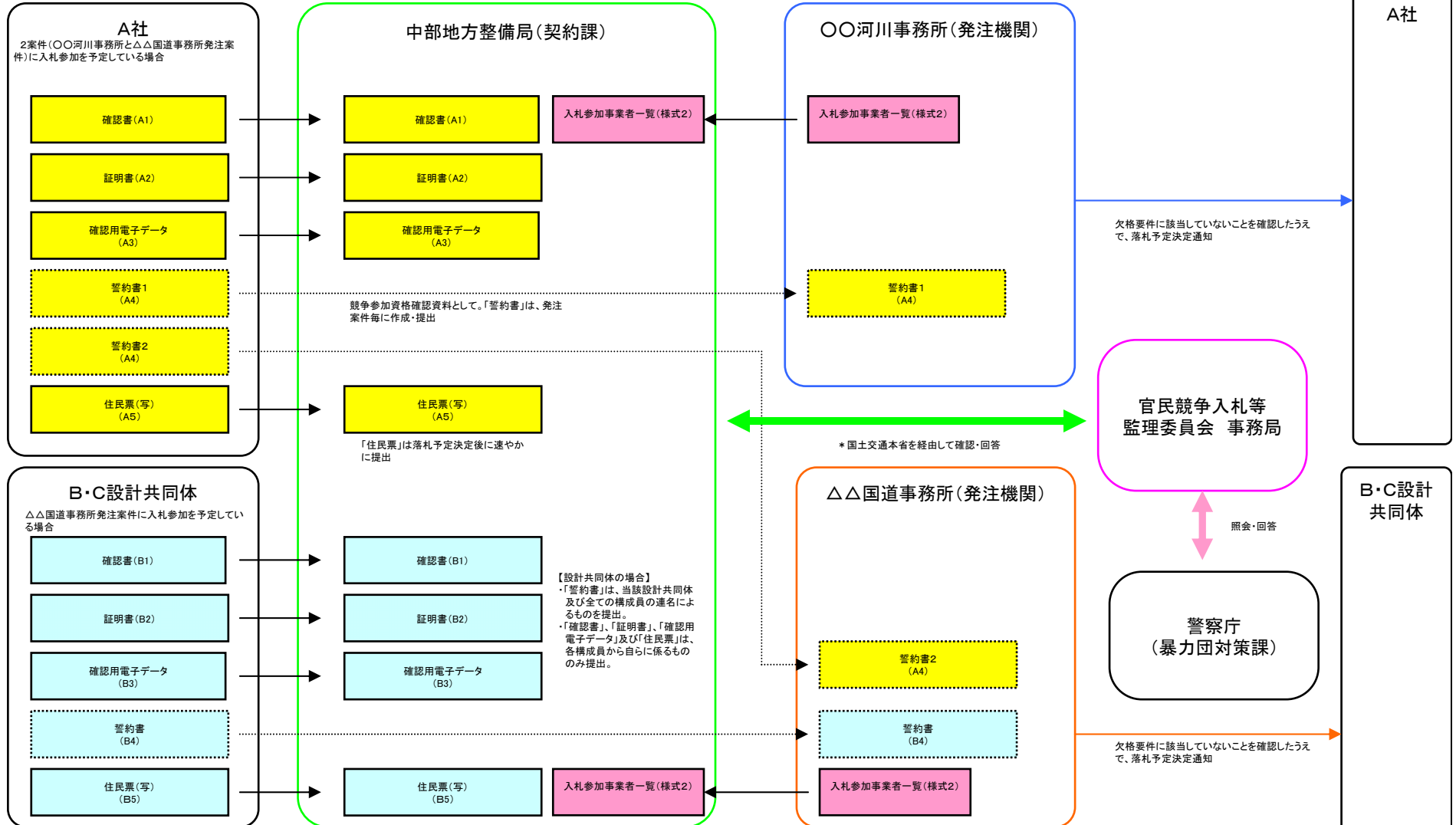
注)2 「②入札参加事業者等確認書」、「③意見聴取対象者に係る確認のための書面（住民票を除く）」、「③-2意見聴取対象者に係る確認のための書面（住民票の写し）」及び「④確認用電子データ」は、各発注案件毎に作成・提出する必要は無く、中部地方整備局が発注する入札のいずれかに参加する入札参加事業者（設計共同体の構成員として参加している場合を含む。）について漏れなく1通ずつ提出されていれば足りる。

注)3 提出された書面等の記載内容等に齟齬がある場合には、再度の意見聴取を行うこととなります。

# 3. 警察庁への意見聴取フロー

入札参加事業者から①誓約書、②確認書、③証明書及び④確認用電子データを提出して頂き、当該資料のうち②から④を用いて、当該者が競争参加資格の欠格事由に該当しないか確認。

\*「確認書」とは、「入札参加事業者等確認書」を、「証明書」とは、「意見聴取対象者に係る確認のための書面(住民票を除く)」をそれぞれ言う。



【注】  
 ①国土交通省が行う警察庁への意見徴収に協力する必要があること  
 ②「誓約書」は、競争参加資格確認資料として求めること  
 ③必要な資料を適時に提出しないなど上記手続に協力していないときは認められないときは、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号に該当するものとして入札無効と取り扱われる(すでに落札者として決定されている場合は、当該契約としての決定も取り消される)ことに留意  
 ④意見照会の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当したときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる(すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される)ことに留意  
 ⑤提出された書面等の記載内容等に齟齬がある場合は、再度の意見聴取を行う

## 4. 手続き全般にわたる注意事項等（1 / 2）

警察庁への意見聴取手続きに係る注意事項等について、以下のとおりまとめましたので手続きの参考としてください。

- ①入札契約権限を支店長等に委任している場合における誓約書等の差出人(名義)等について  
→ 全国規模の会社等においては、入札契約権限を支店長等に委任しているケースがありますが、このような場合には、誓約書等の差出人(名義)は、支店長名等としたうえで、記載内容については本店(委任者)を含める形で記載してください。

- ②「住民票(写)」の提出時期はいつですか。  
また、提出しなかった場合には、どうなりますか。  
→ 契約締結する際に住民票の記載内容について確認する必要がありますので、住民票(写)の提出にあたっては、落札予定を受けた後に速やかに提出してください。**【コピー不可】**  
なお、提出されなかった場合には、契約締結することが出来なくなります(指名停止等の措置の対象となる場合があります。)

- ③「誓約書」、「入札参加事業者等確認書」、「意見聴取対象者に係る確認のための書面(「住民票(写)」を除く)」及び「確認用電子データ」の提出を忘れた場合には、どうなりますか。  
→ 指定された期限までにこれらの書面等の提出が無い場合には、中部地方整備局競争契約入札心得第6条第9号に該当する者として、当該者の行った入札は「無効」となりますので、ご注意ください。



## 4. 手続き全般にわたる注意事項等（2 / 2）

④「誓約書」、「入札参加事業者等確認書」、「意見聴取対象者に係る確認のための書面（「住民票（写）」を除く）」及び「確認用電子データ」の提出先及び提出方法を教えてください。

→ 誓約書は、各発注案件毎に作成したものを各発注機関（事務所等）に電子入札システム又は書面により郵送等（配達記録が残る方法に限る）による方法により提出してください。

入札参加事業者等確認書（「住民票（写）」を除く）は、原本（書面）及びPDF化した電子データを記憶したCD-Rを郵送等（配達記録が残る方法に限る）による方法により中部地方整備局（契約課）に提出してください。

確認用電子データは、電子メールの添付資料として送信したうえで、当該データを記憶したCD-Rを郵送（配達記録が残る方法に限る）による方法により中部地方整備局（契約課）に提出してください。

⑤警察庁への意見聴取手続きに係る問い合わせ窓口について教えてください。

→ 中部地方整備局 総務部 契約課 調査係

郵便番号 460-8514

住所 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-1（名古屋合同庁舎第2号館）

TEL 052-953-8138（内線2512、2521）

電子メールアドレス keiyaku@cbr.mlit.go.jp

なお、警察庁への意見聴取手続き以外の問い合わせについては、入札説明書等に記載されている照会窓口を参考としてください。